

答 申 第 11 号

平成 16 年 3 月 25 日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第 22 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 15 年 11 月 4 日付太保家第 96 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

- 諮問第 13 号 「太白区保健福祉センター家庭健康課における に係る相談記録(母子)・子ども家庭総合相談票」の平成 15 年 10 月 20 日付太保家第 90 号の一部開示決定及び非開示決定処分に対する異議申立て
- 諮問第 14 号 「太白区保健福祉センター家庭健康課における に係る一切の文書」の平成 15 年 9 月 3 日付太保家第 78 号の一部開示決定及び非開示決定処分に対する異議申立て
- 諮問第 15 号 「太白区保健福祉センター家庭健康課における に係る一切の文書」の平成 15 年 9 月 3 日付太保家第 78 号の一部開示決定及び非開示決定処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第 13 号, 第 14 号, 第 15 号)

1 審議会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が, 異議申立人 , 及び (以下「申立人」という。)の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示または非開示としたことはいずれも妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては, 仙台市個人情報保護条例(平成 9 年仙台市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 13 条に基づき, 申立人が, 下記個人情報の開示を請求したのに対し, 実施機関が一部開示決定, 非開示決定したことについて, その取消しを求めたものである。

(ア) 異議申立人 が行った「太白区家庭健康課における に係る 保育所入所申込書及び家庭状況等調査票, 相談日誌&カード, こども家庭総合相談票, 母子管理カード, 相談記録(母子)」の開示請求に対し, 実施機関が平成 15 年 10 月 20 日付太保家第 90 号で一部開示決定, 非開示決定したこと。(当審議会諮問第 13 号。以下「諮問第 13 号」という。)

(イ) 異議申立人 が行った「太白区家庭健康課における に係る一切の文書」の開示請求に対し, 実施機関が平成 15 年 9 月 3 日付太保家第 78 号で一部開示決定, 非開示決定したこと。(当審議会諮問第 14 号。以下「諮問第 14 号」という。)

(ウ) 異議申立人 が行った「太白区家庭健康課における に係る一切の文書」の開示請求に対し, 実施機関が平成 15 年 9 月 3 日付太保家第 78 号で一部開示決定, 非開示決定したこと。(当審議会諮問第 15 号。以下「諮問第 15 号」という。)

なお, 上記(ア)から(ウ)に係る一部開示決定及び非開示決定の非開示部分のうち, 別表記載の個人情報については, 実施機関は, 異議申立てが行われた後, 平成 16 年 2 月 27 日付太保家第 115 号により当該一部開示決定及び非開示決定の一部を職権により変更し, 新たに開示を行っている。

3 異議申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は, いずれもおおむね異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添 1, 2, 3 参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は, おおむね理由説明書に記載のとおりである。(別添

4 参照)

5 審議会の判断

(1) 併合審議等について

諮問第 13 号、第 14 号及び第 15 号は、同一世帯の者からそれぞれ開示請求がなされたものであるが、相互に関連が深く、一部重複する内容もあることから、当審議会では、これらを併合して一括審議することとした。

なお、本件異議申立てに係る個人情報の本人はいずれも未成年者であり、諮問第 13 号における開示請求は、本人の親権者である が法定代理人として行ったもの、諮問第 14 号及び第 15 号における開示請求は本人の親権者である 立会いのもとで本人が行ったものである。

当審議会は、これらの事案について一括審議した結果、以下のように判断する。

(2) 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、実施機関に存在する , , (以下「本件児童」という。)に係る 家庭状況等調査票, 相談日誌&カード, こども家庭総合相談票, 相談記録(母子), 児童相談所通告に係る文書に、それぞれ記載された本件児童の個人情報のうち非開示とされた部分である(以下「本件対象個人情報」という。)

なお、別表記載の個人情報については、上記 2 で述べたとおり、異議申立て後に実施機関から開示され、既に異議申立ての利益は無いものと認められることから、本件対象個人情報には含めない。

(3) 家庭健康課の行う業務及び本件児童の状況について

家庭健康課では、福祉事務所及び保健所が行う事務のうち、児童の保健福祉に関する事務を担当している。児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)は、児童の保健福祉について、福祉事務所及び保健所が「児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。」「児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。」「児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。」及び「身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。」等の業務を行う旨規定しており(同法第 18 条の 2 第 1 項及び第 18 条の 3)、家庭健康課はこれらの規定に基づき、児童の健全育成を目的として、児童の保健福祉に関する相談援助業務(以下「本件相談援助業務」という。)を行っている。

本件は、本件相談援助業務を行うなかで , の虐待が疑われたために、児童相談所へ通告し、そのことを端緒として、児童相談所が、家庭裁判所の承認を得て親権者の意に反して児童福祉施設への入所措置を行った事例であり、現在、施設入所の措置は解除されているが、当該家庭に対しては、なお、児童相談所による相談援助が継続している状況にある。また、申立人の側では、家庭健康課の相談援助を拒否している旨主張しているが、家庭健康課においては児童福祉法の規定に基づき、今後とも本件相談援助業務を続けていく意向であり、その必要性も認めているところで

ある。

以上を踏まえて、本件対象個人情報の非開示事由該当性について検討する。

(4) 条例第14条第1項第2号の該当性について

ア 条例第14条第1項第2号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

イ 本件対象個人情報は、実施機関が本件児童について、本件相談援助業務を行うなかで作成し、または入手したものであり、これらにおける個人情報は、同号に規定する「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当すると認められる。

ウ そして、本件対象個人情報が非開示とされるためには、当該個人情報を開示することによって、現在または将来の本件相談援助業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合でなければならない。

エ ところで、実施機関が本件相談援助業務を適正に実施するためには、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について様々な側面から把握しておく必要があり、また、その経過や現在の家庭状況等を的確に把握し、組織として情報を共有しつつ一貫性のある相談援助等を行っていく必要がある。本件対象個人情報は、そのための重要な資料となるものであって、単なる事実の記載だけではなく、実施機関の所見、評価、今後の指導方針等様々な情報について、担当職員の判断も交え詳細に記載される必要のあるものと認められる。

オ 一般に、上記(4)エのような実施機関の所見、評価、今後の指導方針等の記載には、児童や保護者の意に反するような記載がなされる場合が少なくなく、仮にこのような内容の情報が開示されることとなると、児童や保護者の実施機関に対する不満や不信感を生じさせ、また、担当職員においても、そのような事態が生ずることを懸念して差し障りのない一般的な記述に終始し、その結果、相談記録等の記載内容が形骸化し、児童や保護者の抱える問題の性質や生活環境等について様々な側面から把握することができなくなり、以後の相談援助業務に支障が生じる可能性を否定しえないものと認められる。

カ しかしながら、このような性格の記載全てを一律非開示とすることは、自己に関する情報については原則開示とした条例の趣旨に反し妥当でなく、開示・非開示の判断は、業務への支障の程度等を考慮して、個別具体的に行なわれなければならない。

キ これを本件についてみるに、児童相談所が親権者の意に反して児童福祉施設への措置を行った事例であること、現在、児童相談所や家庭健康課の相談援助が継続していること等を勘案すると、上記(4)オのような支障が生じる可能性及び支障の程度は高いといわざるを得ない。なお、

については、児童福祉施設への措置はなされていないところであるが、本件相談業務が実質世帯を単位として行なわれること、本件児童の個人情報に相互に関連のある記載がなされていることから、これを開示することにより同様の支障が生じることは否定できない。以上のことが

ら、実施機関の所見、評価、今後の指導方針等の情報は条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が相当と判断される。

ク なお、申立人の側において、児童本人の請求については、親権者が見る可能性を指摘しての非開示は理由がない旨の主張がなされているが、上記（４）オ及びキのような本件相談援助業務への支障は、開示請求者が児童本人であるか親権者であるか、開示文書を親権者が見るか否かに差異はなく、担当職員が開示を前提とした記述をすることで記載内容が形骸化し、今後の本件相談援助業務に支障が生じるおそれがあるとするものであるから、この点に関する主張は採用できない。

ケ 次に、本件対象個人情報には、児童相談所をはじめとした関係機関との連絡・調整に関わる情報が記載されている。本件のような事案において、実施機関が相談援助業務を適正に行うためには、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠と認められる。そして、児童相談所等の関係機関との連絡・調整の内容は、実施機関等の評価、診断、今後の指導方針等が色濃く反映されており、特に保護者の意に反するものが少なからず存在するものと認められ、このような情報を開示することは、上記（４）オ及びキと同様の理由から、当該記載が形骸化し、関係機関における情報交換・共有に支障が生じ、結果として今後の相談援助業務に支障が生じるおそれがあるものと認められる。したがって、このような情報は条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が相当と判断される。

コ 以下、非開示とされた文書について、個別に上記（４）キ及びケに該当する情報があるかどうか判断する。

家庭状況等調査票

諮問第 15 号に係る文書である。

保育所を利用している家庭の状況、収入等を確認するための文書であり、保護者が提出したもののほか、保育所入所児童について関係機関から収集した情報等が記載されている。実施機関が条例第 14 条第 1 項第 2 号該当性を理由として非開示とした部分は、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」であるが、これは児童虐待の通告等に関わる情報であるから、上記（４）ケに該当する情報であると認められる。

相談日誌&カード

世帯単位に作成されるもので、諮問第 14 号、第 15 号に係る文書である。

実施機関においては、家庭児童相談員による児童の養育・発達・家庭での生活・子育て等についての相談業務を行っているが、当該相談業務を行うなかで作成され、または収集された文書である。実施機関が条例第 14 条第 1 項第 2 号該当性を理由として非開示とした部分は、「相談日誌&カード」の本体部分、「家庭健康課内での打合せ資料」、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」である。

「相談日誌&カード」の本体部分は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は今後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されており、上記（４）キ及びケに該当する。

「家庭健康課内での打合せ資料」は、「相談日誌&カード」の本体部分の内容の要約等が記載されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記(4)キ及びケに該当する。

「児童相談所との連絡・調整に係る文書」は、児童虐待の通告等に係る情報であるから、上記(4)ケに該当する情報であると認められる。

こども家庭総合相談票

世帯単位で作成されるもので、諮問第13号、第14号、第15号に係る文書である。

平成13年度より、児童と家庭に係る保健サービスと福祉サービスの総合的な相談窓口としてこども家庭総合相談が開設されたことにより、「相談日誌&カード」に代わって作成されているものである。実施機関が条例第14条第1項第2号を理由として非開示とした部分は、「こども家庭総合相談票」の本体部分、「家庭健康課内での打合せの資料」、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」である。

「こども家庭総合相談票」の本体部分は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は以後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等の関係機関との連絡・調整の内容も記載されており、上記(4)キ及びケに該当する。

「家庭健康課内での打合せ資料」は、「こども家庭総合相談票の本体部分」の内容の要約等が記載されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記(4)キ及びケに該当する。

「児童相談所との連絡・調整に係る文書」は、児童虐待の通告等に関わる情報であるから、上記(4)ケに該当する。

相談記録(母子)

児童毎に作成されるもので、諮問第13号、第14号、第15号に係る文書である。

実施機関においては、保健師による児童の養育・発達・家庭での生活・子育て等についての相談業務を行っているが、「相談記録(母子)」は当該相談業務を行うなかで作成され、または収集された文書である。実施機関が同号該当性を理由として非開示とした部分は、「母子相談記録」、「1歳6か月児精密健康診査精神発達判定票」、「家庭健康課での打合せ資料」である。

「母子相談記録」は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は以後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されており、上記(4)キ及びケに該当する。

「家庭健康課での打合せ資料」は、「母子相談記録」の内容の要約等が記載されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記(4)キ及びケに該当する。

「1歳6か月児精密健康診査精神発達判定票」は、「母子相談記録」の内容が要約して記載されており、上記(4)キに該当する。

児童相談所通告に係る文書

諮問第 14 号，第 15 号に係る文書である。

児童相談所への虐待通告に係る文書であり，上記（4）ケに該当する。

（5）条例第 14 条第 1 項第 1 号，第 3 号及び第 6 号の該当性について

実施機関は，本件対象個人情報について，条例第 14 条第 1 項第 1 号，第 3 号及び第 6 号にも該当する旨主張しているが，本件対象個人情報はいずれも同項第 2 号に該当するのであるから，同項第 1 号，第 3 号及び第 6 号の該当性について判断するまでもなく，非開示が相当と認められる。

（6）結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

別表

| 文 書 名 | 異議申立て後に実施機関が職権で開示した部分 |
|-----------------|---|
| 保育所入所申込書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ に係る「総合評価」 ・ に係る「体験保育記録」 ・ に係る「体験保育記録のまとめ」 |
| 家庭状況等調査票 | <ul style="list-style-type: none"> ・ に係る「家庭状況等調査票」の〔メモ〕欄 ・ に係る「家庭状況等調査票」の〔メモ〕欄 |
| 児童の措置（措置解除）について | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」の「事由」欄 ・平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」の「事由」欄 ・平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」の「事由」欄 ・平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」の「事由」欄 |
| 相談日誌&カード | <ul style="list-style-type: none"> ・ に係る「総合評価」 ・平成 12 年 9 月 20 日付「事務連絡」 |
| こども家庭総合相談票 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」 ・平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」 ・国民健康保険被保険者証の写し ・平成 12 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」 ・平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」 ・平成 14 年 7 月 18 日付 に係る「児童の措置について」 ・申立人宅周辺の地図の写し |
| 母子管理カード | <ul style="list-style-type: none"> ・ に係る「母子管理カード」 ・ に係る「母子管理カード」 |
| 相談記録（母子） | <ul style="list-style-type: none"> ・ に係る「母子管理カード」 ・平成 9 年 10 月 21 日の記載のある申立人あて文書 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ H12 . 12 . 26 の「新聞記事」・ 　　　　　に係る「母子管理カード」・ 平成 12 年 9 月 20 日付「事務連絡」 |
|--|---|

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮問第13号, 第14号, 第15号)

| 年 月 日 | 内 容 |
|--|---|
| 平成 15 . 11 . 4 | ・ 諮問を受けた (諮問第 1 3 号 , 第 1 4 号 , 第 1 5 号) |
| 平成 16 . 1 . 6 | ・ 諮問第 1 3 号 , 第 1 4 号 , 第 1 5 号 について , 実施機関 (太白区保健福祉センター家庭健康課) から理由説明書を受理した |
| 16 . 1 . 28 | ・ 諮問第 1 3 号 , 第 1 4 号 , 第 1 5 号 について , 異議申立人から意見書を受理した |
| 16 . 2 . 5 (平成 15 年度 第 12 回審議会) | ・ 実施機関 (太白区保健福祉センター家庭健康課) から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った |
| 16 . 3 . 16 (平成 15 年度 第 13 回審議会) | ・ 諮問の審議を行った |